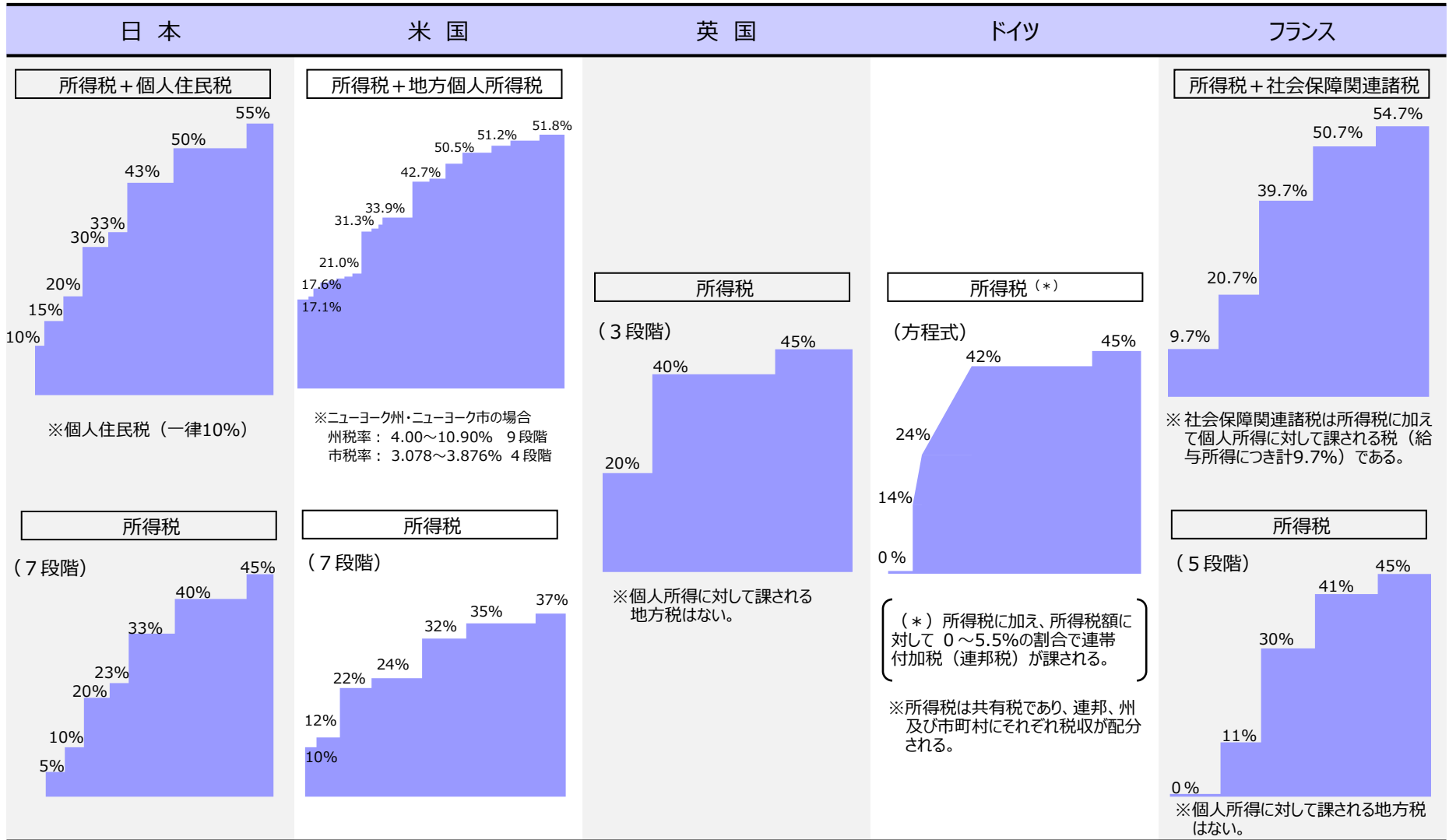


# 主要国における個人所得課税の税率構造の比較（イメージ）

（2023年1月現在）



（注1）日本については、2013年（平成25年）1月から2037年（令和19年）12月までの時限措置として、別途、基準所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が課される。

（注2）ドイツの連帯付加税については、単身者の場合、所得税額17,543ユーロ以下：0%、17,543ユーロ超～32,619ユーロ以下：所得税額と17,543ユーロとの差分に11.9%、32,619ユーロ超：所得税額全部に5.5%という形で計算され、税額が逡増するように設計されている。

（注3）フランスでは、2012年1月から財政赤字が解消するまでの時限措置として、課税所得に一定の控除等を足し戻す等の調整を加えた額が閾値（単身者：25万ユーロ、夫婦：50万ユーロ）を超える場合、その超過分に対して、追加で3～4%の税が課される。